

(写)

差 社 審 第 6 号

令和 8 年 3 月 23 日

沖縄県知事

玉 城 康 裕 殿

沖縄県差別のない社会づくり審議会

会 長 河 井 耕 治



沖縄県差別のない社会づくり条例第 14 条第 2 項に基づく諮問について

(答申)

令和 7 年 8 月 18 日付け沖縄県諮問こ第 9 号で諮問のあったみだしのことについて、別紙のとおり答申します。

(別紙)

答 申

- 1 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条の規定に基づく施策について
沖縄県差別のない社会づくり条例第9条に規定する不当な差別的言動の解消に向けて一層の広報啓発活動を行うほか、適切な時期に同条の施行の状況について調査する必要がある。
なお、3に掲げるインターネット・モニタリングの実施は、同条が規定する県民であることを理由とする不当な差別的言動の解消に向けた施策としても有効であるものと思料する。

- 2 沖縄県差別のない社会づくり条例に罰則を設けることの必要性について
令和6年度に行った沖縄県差別のない社会づくりに関するアンケート調査の実施後に、沖縄県内における本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に係る状況に変化が見られると考えられることから、県において、県下市町村に対する照会その他の情報収集を実施し、その結果を踏まえて検討する必要がある。

- 3 沖縄県におけるインターネット・モニタリングの実施について
人権を侵害するようなインターネット上の不当な差別的な言動が数多く見受けられる中、個人での対応には限界があることに鑑み、県は、条例第8条に基づき、適切な体制の下インターネット・モニタリングを実施する必要がある。

(写)

沖縄県諮問こ第9号

沖縄県差別のない社会づくり審議会

沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）第14条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

令和7年8月18日

沖縄県知事 玉城 康 裕



記

- 1 沖縄県差別のない社会づくり条例第9条の規定に基づく施策について
- 2 沖縄県差別のない社会づくり条例に罰則を設けることの必要性について
- 3 沖縄県におけるインターネット・モニタリングの実施について

以上